

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

会社と役員との取引 — 経済的利益を受けたとされた事例 —



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

本誌平成23年9月号では、「借地権の無償返還一同族会社・役員間の取引」が紹介されていますが、今回は、会社と役員との取引について、経済的利益を受けたとされた事例をご紹介します。

I. 理事長に対する貸付金

平27. 9. 15東京地裁 (Z265-12720)
(棄却・確定)

1. 事案の概要

本件は、医療法人社団の原告が、平成21年6月期等に、有価証券を原告の「投資有価証券」勘定に計上するとともに、その金額を原告の理事長甲に対する「短期貸付金」勘定から減額した経理処理について、処分行政庁から、貸付金の計上利息の計算に当たり、貸付金の額から各有価証券の額を減額することはできない上、本件計上利息の利率が通常の利率（利子税の特例基準割合による利率）よりも低く、通常利息の額と計上利息の額との差額に相当する経済的利益の供与が、甲に対する給与等の支払に当たるとされた事案です。

本件各所有価証券について原告は、形式的には甲の名義で購入していたが、その購入資金は拠出しており、経理処理として、同資金を甲に貸し付ける形をとったが、税務調査で指摘を受けたことを契機に、実態に即する形で原告に帰属させる経理処理をしたと主張していました。

2. 裁判所の判断

本件各所有価証券は、甲名義の証券口座で取得され、その後も平成22年6月30日時点に至るまで、引き続き同口座で保有・管理されていたことが認められ、また、原告が、本件各所有価証券の名義人となった甲にその購入資金を貸し付けるなど、同資金を拠出したとは認め難く、甲において購入資金を負担したことが推認される。

本件各所有価証券は、その取得から平

成22年6月30日までの間、甲が有する資産であり、原告の有する資産ではなかったものと認められる。

使用者の役員等に対する貸付金は、一般に、使用者と役員等との特殊な関係を反映して、その用途及び返済期限も特に定めない形態をとること等も少なくないといえることができ、客観的にみれば貸倒れのリスクが比較的高い類型のものであるところ、そのような類型の貸付けにおける金利は、金融機関が利子税の特例基準割合に近似する水準の利率を設定することも考えられる。

所基通36-49が利子税の特例基準割合をもって利率として定めている点は、少なくとも、本件貸付金についてこれを適用する限度においては、経済的利益の供与の額の算定方法として必ずしも不合理ではないといえるべきである。本件源泉所得税に関し、被告が主張する税額の計算方法は相当である。

II. 代表者の妻が個人的に使用している車両の取得費等

平24. 11. 1公表裁判 (J89-3-12)
(一部取消し)

1. 事案の概要

本件は、請求人の実質経営者であるG代表の妻Aが個人使用するために請求人名義で取得した車両について、原処分庁が、本件車両の取得費及び車両関連費用は、G代表に対する役員給与に当たり、また、個人で使用する目的で取得した車両の取得費等を請求人の費用に計上したことは、法人税法34条3項に規定する隠ぺい又は仮装による役員給与に当たるとした事案です。

2. 審判所の判断

請求人が、本件車両の購入に関する注文の当事者であり、信販会社を通じて本件車両の売買代金が支払われた等の事実からすると、本件車両の取得者は、請求人であると認められる。

この点に関し、原処分庁は、本件車両はAの個人使用の目的で購入したも

のであるから、本件車両取得費がG代表に対する給与であると主張しているところ、確かに、本件車両の納車場所や保管場所がAの居宅であったことなどからすると、本件車両をAが個人的に利用していることが認められる。

しかしながら、上記各事実からは、Aが本件車両を個人的に利用しているといえるに留まるのであって、請求人からG代表に対して本件車両の贈与があった等、請求人が一定の行為をしたことにより実質的にG代表に対して給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらしたとまでは認められない。

上記のとおり、本件車両はAが専属的に利用していたと認められるところ、それは、G代表が実質的経営者としての権限を利用して請求人が所有する車両をAに使用させていたと認めるのが相当である。そして、G代表は、請求人に対し、車両関連費用に相当する金員の支払をしていないのであるから、これにより通常支払うべき対価の額相当の経済的な利益を享受しているといえることができ、当該経済的な利益の額は、G代表に対する役員給与に当たる。

III. 代表者の債務の肩代わりをした担保株式の売却

平20. 7. 11東京地裁 (Z258-10988)
(棄却)
平20. 12. 2東京高裁 (Z258-11097)
(棄却・確定)

1. 事案の概要

本件は、A社（原告・控訴人）が、代表者である甲のB銀行に対する債務の担保として差し入れていた株式が売却され、その売却代金が甲の債務の弁済に充当されるなどしたことから、その弁済額等（保証債務履行損失額）を損金の額に算入するなどして法人税の申告をしたところ、芝税務署長から、甲に対する上記弁済額等に係る求償権を放棄した等として、源泉所得税の納

税の告知等を受けたという事案です。

A社は、上記株式の売却はB銀行が違法にしたものであるから、弁済額等を損金の額に算入することができ、また、甲に対する求償権を放棄してはならないと主張していました。

2. 裁判所の判断

①A社は本件担保株式の売却について同意していたこと、②A社とB銀行との間で本件担保差入証書の条項（追加担保の提供又は一部弁済についての規定）につき合意が成立していたこと、本件条項に係る条件に関する内容は確定しており、随意条件を付すものではないこと等がそれぞれ認められることからすると、本件担保株式売却は有効であり、その売却代金を甲のB銀行に対する消費貸借契約の元本及び利息に充当したことも有効であるといえるべきである。そして、それに加えて、A社が保有する株式の売却代金を甲の信用取引の損失の補てんに充てたことが認められるのであるから、結局、A社は、甲に対し、保証債務履行損失額相当額について求償権を取得したことが認められるといえるべきである。

A社は、求償権相当額について益金の額に算入することなく、内訳書の雑損失の欄に、甲の「債務保証の履行による損失（請求権行使不能）」と記載して、これを損金の額に算入しているのであるから、当該求償権を放棄したものと認められるのが相当である。そうすると、本件保証債務履行損失額相当額は、法人税法（平成18年改正前）35条4項所定の「債務の免除による利益その他の経済的な利益」に該当する。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「経済的利益」、「役員給与」です。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

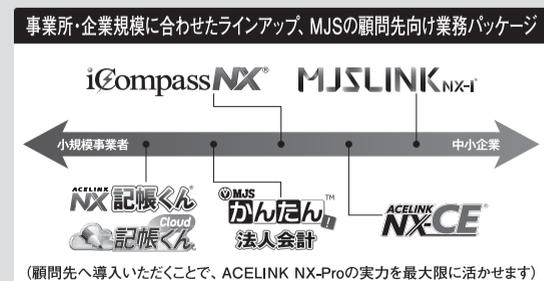
会計事務所向けシステム MJS!

たとえば、
ミロク情報サービス。

MJSは会計プロフェッショナルのための最強ツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で会計事務所を全面支援。顧問先の満足度を向上させ、長期的により良い関係を構築します。



会計事務所向けERPシステム
ACELINK NX-Pro



●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、記帳くんCloud、iCompass NX、MJSLINK NX-I、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。